

歐三普通第四六號

以警備管上致候陳者茲ニ閣下ハ本大臣ニ對シ十月十日附藩第
九號ヲ以テ佛蘭西國政府ハ長島ニ所在スル佛蘭西國無線電信設備カ
日本官憲ニ依リ取外シ押收セラレタル件ニ關シ正式ノ留保ヲナスト
共ニ石室押ハラレタル無線電信設備カ印度支那總督府ニ返還セラレ
ンカ爲ニ必要ナル命令ノ發セラレンコトヲ要求スル旨御通告相成候
悉致候

新南群島ハ御承知ノ通り昭和十四年三月三十日附ヲ以テ帝國領土ニ編
入セラレタルヲ以テ同群島ニ在住スル一切ノ住民ハ全テ帝國法令ヲ
遵守スヘキ次第ニ有之候

然ル處從來長島ニ在住セル佛蘭西人並ニ佛蘭西籍民タル安南人ハ我方屬

次ノ警告ニモ不拘帝國法令ヲ遵守セサルノミナラス我方ノ許可無ク
シテ無線電信設備ヲ設置シ更ニ隨時佛蘭西國船舶ヲ入港センメ居タ
ルモノニシテ幾ニ我方ニ於テハ右無線電信設備ノ撤回ヲ要求シ居リ
タルモ更ニ之ニ應セザリシヲ以テ不得已之ヲ取外シ押收セル次第ニ
有之候

然レ共右無線電信設備ハ固ヨリ我方ニ於テ沒收乃至使用スル目的ニ
非サルヲ以テ眞要求ニ從ヒ返還致スヘキモ我方現地官憲ハ本年十一
月上旬以降薩摩高嶺市水上管ニ於テ引渡シ度旨申越セルニ付此設備
下ニ押收スルノ光榮ヲ有シ候

右申越旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ同テ敬意ヲ致シ候 敬 具

昭和十五年十一月八日

15-100

兼ニ長島ニ於テ我方官憲カ取外シ差押タル佛蘭西無線
 電信装置ヲ台湾高雄市水上警察署ニ於テ返還引渡ス
 (キ旨御通告致置候處 右ハ該無線電信装置カ未タ
 長島ニ留置サレ居ルモノト認定ノ下ニササレタル次才ニシテ其
 ノ後現地官憲ヨリノ通報ニ依レハ我方ニ於テハ當初該無
 線電信装置ノ重要部分ノミ取外シ保管シタルモ先般同島
 居住ノ佛蘭西人カ退去スルニ當リ既ニ之カ返還ヲ了レ右ニ
 對シテハ受領書ヲ收受シ居ルコト判明セルニ付御了承相成

(日本標準規格 B5)

發信用		執務用		主信 1 4 5 附甲 附乙 附丙 附丁 備考	題 第三課長 次官
主信	1	4	5		
附甲					
附乙					
附丙					
附丁					
備考					

文書課發送日	昭和拾五年十月拾八日發送済	淨書	正校(原稿)	(淨書)
主	歐亞局長	任第三課長	昭和十五年	月十九日起草
管	三普通	第四	號	昭 和 拾 五 年 十 月 拾 五 日
日附	附屬			
名 人 信 受	在京	佛蘭西大使		
先付送寫				
名 件	(長島ニ所在セル佛蘭西無線電信装置差押南ニ件)			
以書翰路上致候	陳者兼本大臣ハ閣下ニ對シテ			
月八日附書翰致三普通	方四六號ヲ以テ帝國政府ハ			
名 人 信 發	松岡外務大臣			
名 件 録 記				

(日本標準規格 B5)

度此級閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候

右申進旁本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

公
信
案

外
務
省

（日本標準規格B5）

歐三普通第四七號

以書翰啓上致候譯者本大臣ハ閣下ニ對シ十一月八日附書翰歐三普通
第四六號ヲ以テ帝國政府ハ茲ニ長島ニ於テ我方官憲カ取外シ蓋押ヘ
タル佛蘭西無線電信裝置ヲ臺灣高雄市水上警察署ニ於テ返還引渡ス
ヘ予旨御通告致候譯處石ハ該無線電信裝置カ未タ長島ニ留置サレ居
ルモノトノ認定ノ下ニ爲サレタル次第ニシテ其ノ發現地官憲ヨリノ
通報ニ依レハ我方ニ於テハ當初該無線電信裝置ノ重要部分ノミ取外
シ保管シタルモ先般同島居住ノ佛蘭西人カ退去スルニ當リ既ニ之カ
返還ヲ了シ石ニ歸シテハ受領書ヲ收受シ居ルコト判明セルニ付爾了
承相成履此致閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候
右申進旁本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

大使宛申入置タルニ付即参考迄右寫各一部茲ニ送付ス

(別紙附屬物其儘添付ナリ)

公 信 案

外 務 省

日本標準規格B5

別紙添附

南二普通第三九一號

昭和十五年十一月二十日

外務省南洋局長代理 阪本 瑞 男

臺灣總督府外事部長 千葉 葉 一 殿

長島ニ所在セル佛蘭西無線電信裝置差押ニ
關スル件

本件ニ關シ幾ニ貫電ヲ以テ御通報アリタル處今般十一月八日及十一月十五日附ヲ以テ在京佛蘭西大使宛申入置タルニ付御參考迄右寫各一部茲ニ送付ス

日本標準規格B5

外 務 省

寫送先

秘書官 會文儀人調文情條通米歐東
計書典事查化報約商洲亞亞

電信課長

大臣

次官

昭和15 三六〇三九 暗 臺北 十二月七日發 南
 本省 七日夜着

松岡外務大臣
 第二五七號
 貴電第一七九號ニ關シ（新南群島ニ於ケル佛側設置物撤收ニ關スル件）
 佛側ハ國標ヲ撤收セサリシ爲新南群島派出所ニ於テ掘出シ保管中ニシテ同國標ノ高サ四尺五寸、幅二尺五寸、厚サ一尺ノ「コンクリート」製ノモノナリ（了）

外務省

南支那領土及領土併存條件
南支那海峽及南洋羣島

松岡外務大臣宛

十二月七日

千葉台灣外事部長發

新南群島ニ於ケル佛側設置物撤收ニ關スル件
 佛側ハ幾ニ長島ニ於ケル無電裝置撤收ノ際國標ヲ撤收セサリシヲ以テ新南群島派出所ニ於テ掘出シ保管中ナリ右國標ハ高サ四尺五寸、幅二尺五寸、厚サ一尺ノ「コンクリート」製ノモノナリ（了）

外務省

(日本標準規格B5)

秘

特情

(分類 A.41.2-1)

不發表 特情華府第四二一號 昭和十六年八月二十二日
ワシントン廿一日發同盟 廿一日の新聞會見の席上、新南群島と比
島のバラワン島の間に散在する島嶼を日本領としてゐる新版の日本
地圖が刊行されたとの報道に關し記者團から質問か出たか、ハル國
務長官は

新版日本地圖については新聞報道以外のものを見てゐない然し國務
省としては事實を確めるつもりである、米國の太平洋政策は既に周
知の如くであり、一九三七年七月の聲明に基くものである
と言明した後左の如き一問一答を行つた

問 米國はこの日本の主張に對し反對を表明するか

答 事實か明かとなる迄は何とも云へない

問 米國は武力による領土主權の移轉に反對する政策を今後も繼續
するか

記録係 佐藤 陸軍省 陸軍部 陸軍部 陸軍部

秘

特情

答 (肯定的に肯き乍ら) 國務省は未だこの事件については事實を確
認してゐない

問 日本政府は船舶問題について米國政府に何等の意見表示をなし
たか

答 (否定した後) 日本からの引揚問題についてはその後新な發展は
ない、明かに根據のないことである米國の中南米に對する只一つ
の實際的關心は歐洲の十五ヶ國かドイツの手によつて營めさせら
れてゐる半奴隸の運命と同様の運命に中南米諸國が陥ることを避
けさせやうと云ふのである

政務局

備書

昭和八年六月

五日 接受

発第 三九三六号

新南群島発見届出ニ関スル件照會

左記事項根拠上必要有之候條御調査四答相成度此致及照會候也

昭和八年六月四日



地方裁判所 検事 原田 力



外務省通商局 御中

照會事項

一、貴省ニ對スル新南群島ノ最初ノ発見届出者ハ何人ナリヤ、

其ノ住所氏名、届出年月日及届出ノ島嶼名。

二、大正十二年中東京市芝區愛宕下町

二丁目五番地 山崎 彪 外ニ名義

ニテ該群島発見ノ届出アリヤ、アリト

セハ、

人右名義ノ届出ノ順位ハ如何、

又右届書ノ寫ヲ送付相成度、

以上

(固定規格D4)

